

第8号 (平成29年3月号)

全国自立援助ホーム協議会 たより

編集者

新井 秀親 (夢舞台)

松木 良介 (経堂憩いの家)

大橋 達也 (吾が家)

野原 知子 (マルコの家)

発行日：平成29年3月25日

この号の内容

1～3 ページ

第23回 全国自立援助
ホーム協議会 茨城大会

4～6 ページ

特集

「利用料・貯金、
どうしていますか？」

7 ページ

協議会・広報委員会
からのお知らせ

第23回 全国自立援助ホーム協議会 茨城大会

生き辛さを抱えた若者の支援 ～自立援助ホームが向かうべき未来～

月日：平成28年10月20日（木）～21日（金）

会場：ホテルグランド 東雲

次第：

1日目

- ・開会式
- ・行政説明
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 児童福祉推進官 大鶴 憲司 氏)
- ・基調講演『生き辛さに悩む子ども達』～自立援助ホームができる支援とは～
(茨城大学大学院 教育学研究科 准教授 金丸 隆太 氏)
- ・分科会
 - A) 「児童福祉法改正とホーム運営に関するQ&A」
 - B) 「全国調査から見てきた自立援助ホームの支援課題について」
 - C) 「共に考えよう！！生活支援とはなに！どうすること！」
 - D) 「CARE」～子どもとの絆を深める援助～
 - E) 「自立援助ホームとは？」～自立援助ホームの必要性和対象者～
- ・交流会

2日目

- ・シンポジウム 「生き辛さを緩和するためにホーム職員ができること」
シンポジスト 成田奈緒子 氏 (文教大学教育学部 特別支援教育専修教授)
高松 秀彦 氏 (茨城県発達障害者支援センター長)
水野 洋 氏 (自立援助ホーム みらい ホーム長)
- コーディネーター 金丸 隆太 氏 (茨城大学大学院 教育学研究科 准教授)
- ・閉会式

第23回 全国自立援助
ホーム協議会 茨城大会



開会式
全国自立援助ホーム協議会
会長 星 俊彦 氏

神戸市立自立援助ホーム子供の家 中道 菜摘

全国大会に参加して

二度目の全国大会に参加させて頂き、今年も自分自身得られることが沢山ありました。大会一日目の基調講演では金丸隆太氏による“自立援助ホームができる支援とは”をテーマに、生き辛さ＝「人間関係」や「生育歴」等が重なり合っている子どもの為にもチームワークの強化として自分のホームを見直すきっかけに繋がる講演だったと思います。生き辛い心は自分で変えることができるはずで、一番影響力があると思われるスタッフが、子どもたちの傍に居続ける必要があります。

分科会ではあすなる荘の恒松氏より、子どもが退居するまでにどれだけ多くの支援機関に繋げていけるのかが重要という話を聞き、「吾が家」「みらい」「ハレルヤ・ファミリー」の3ホームから事例の紹介があり、支援機関を利用して着実に自立へと進んだ子どもの話が聞けました。その後にグループワークを行い、ホームそれぞれの悩みを打ち明け、皆様と解決をしていく貴重な時間になりました。私も子どもの就労支援で相談させて頂きましたが、沢山のアドバイスをもらうことが出来て、ホームの数だけ支援方法があることを知り、活用・実践していきたいと思いました。

研修に参加することによって、他ホームのスタッフの方々には悩みを聞いてもらい、元気づけて頂きました。ホーム長の方々には気軽に声をかけて頂き、こちらにも身構えることなく相談することが出来て学ぶことが沢山ありました。また熱い思いと信念をもっている皆様の話を聞くことによって私自身のパワーの源になっております。

本当にありがとうございました。



1 日目 基調講演
茨城大学大学院
教育学研究科 准教授 金丸隆太氏



2 日目 シンポジウム
文教大学教育学部 特別支援教育専修教授 成田奈緒子 氏
茨城県発達障害者支援センター長 高松 秀彦 氏
自立援助ホーム みらい ホーム長 水野 洋 氏

 全国大会に参加して

自立援助ホーム 人力舎君津 佐藤 太洋

2日目のシンポジウムは成田奈緒子氏、高松秀彦氏、水野洋氏、金丸隆太氏による「生き辛さを緩和するためにホーム職員ができること」という内容で行われました。まず、人間らしい心を形成するには規則正しい睡眠、空腹を感じての三食の食事、身体を動かすなどの生活習慣が整うことが重要ということでした。それは入居している子ども達だけではなく、そこで働いているスタッフ達にもいえることで、まず、大人から生活リズムを整えることが大切だと教わりました。また、子どもを心配することと、信頼することのバランスをうまくとらなければいけないということ。心配をしすぎると信頼ができなくなるので、特に18歳以上の子どもについては信頼を基本に考えなければならないそうです。

ホームに来る多くの子ども達は不規則な生活を送ってきているように感じます。もちろんそのような習慣が簡単に変わるわけもなく、このまま仕事が始まるようなことがあったら大丈夫なのかという心配をしてしまいます。今までは声掛けなどはしていましたが、今後はそれ以上になんとか過ごさせるのではなく、活発的な中身のある生活を送れるように、一緒に作業をしたり、どこかに連れて行ったりなどといった活動の誘い水になるような働きかけをできるようにしなければと思いました。また、子どもに対して出来ていないことや、気になるところにどうしても目が行きがちで、心配や不安な気持ちを持っています。それは、ここにくる子は何かしらの困難さを持っているだろうという、勝手な先入観によってある種の決めつけを行ってしまっていました。しかし、実際はホームに来るまでの生活は自分でやらざるをえないことが多くあり、むしろ年齢以上にできることが多く、いろんなことを経験してきているのだ。ただ、ある部分が苦手なだけだ。といった考え方が大切だと感じました。貴重なお話、ありがとうございました。

開催県となった
茨城県自立援助ホームスタッフの皆様



次回 第24回
全国自立援助ホーム協議会全国大会は
杜の都 宮城県 仙台市で開催されます



宮城県仙台市 せんだんの家
赤坂ホーム長



利用料、貯金の具体的な取り組みの紹介

広報委員 経堂憩いの家 松木 良介

特集 「利用料・貯金」 どうしていますか？

自立援助ホームの決まりの中で、利用料を納めることと貯金をすることがあります。自立援助ホームで自活生活を目指すにはどちらのこともとても大切で必要不可欠です。しかし、ホームのメンバーひとりひとりの収入の状況があまりにも違っていたり、そもそも収入が期待できなかったりなどその運用に頭を悩ませることは多いのではないのでしょうか？

今回は具体的に全国の北から南まで5つのホームの実践を掲載します。自分のホームと比較することで日々、頭を悩ませている「お金」のことを考えるにあたり、ひとつの参考になればと思います。

ホーム	シーズ南平岸	坂梨ホーム	経堂 憩いの家	Bits-Unit	かんらん舎
所在地	北海道	千葉県	東京都	滋賀県	福岡県
定員	女子6名	女子6名	男女6名	男女9名	女子6名
利用料	30,000円 (4月～10月) 34,000円 (11月～3月)	30,000円	30,000円	30,000円	35,000円
徴収日	主に給料日	25日	給料日	前月末日	翌月10日
自治体最低賃金	786円	842円	932円	788円	765円
利用料内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・居室利用料 ・食費(朝夕) ・水光熱費 ・冬季暖房費 ・共有日用品 	<ul style="list-style-type: none"> ・食費(朝夕) *昼食用に残り物や乾麺、おにぎりはサービス ・水光熱費 (※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・食費(朝夕) *所持金の少ない者の昼食については、弁当も含め要相談 ・新聞等の教養娯楽費 ・水光熱費 (※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃光熱費 9,000円 ・食費(朝夕) 21,000円 欠食しても料金は同様 *昼食は残り物や寄贈品の提供はあり。 ・インターネット接続費用は別途2,000円/月 	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃 ・食費(朝夕) ・月途中の入退居は日割り(1,150円/日) ・水光熱費

※1 外出時の照明、冷暖房のつけっ放しなど、使い方に問題があり、注意をしても改善がみられない場合は、別途光熱費を徴収する可能性あり。



ホーム	シーズ南平岸	坂梨ホーム	経堂 憩いの家	Bits-Unit	かんらん舎
貯金額の設定	目標額÷入居希望期間	給料から利用料等の必要経費を引いた額の 1/2 (※2)	自立を希望するアパートの家賃相場+水光熱費	原則として、自己責任、自己管理。希望者のみ管理する場合もある。	特になし。 職員と相談、又、関係機関の意向がある場合は本人の了承の上、設定する。
利用料未納、いつまで待てるか?	期限なし。 退居時に返済計画を立てるが、取立てはしない。	上限 10 万円 (3ヶ月) 入居者に明言はしていないが、未納が 10 万円になる時、話し合いをもつことは、暗黙の了解となっている。	3ヶ月 全く支払えない場合は、話し合いを行うが、3ヶ月未満でも支払いの意思がない者は待てない。	期間ではなく、信頼関係。 支払いの意思がない場合は待たない。	本人の就労意欲によって設定する。 ○意欲はあるが就労先が見つからない →就労決定まで待つ。就労後に未納分を上乗せして納める。 ○収入が少ない →本人と話し合い、利用料減額払い。収入増になったら未納分上乗せで納める。 ○意欲なし →数ヶ月継続後、児童相談所等と措置変更を踏まえた協議を行う。

※2 進学、資格取得への貯蓄については個別に話し合い、設定している。

☆利用料を納めてもらうことにどのような意義を感じているか。

【シーズ南平岸】

- ・就労の動機つけ。
- ・児童養護施設、里親家庭など、生活にお金がかかる意識が持ちにくい環境から、お金がかかる生活へと移行するまでの中間的意味合い。

【坂梨ホーム】

- ・子ども自身が、支払えた達成感と自分の居場所を自分で守れたという自信を感じます。また“支援される側”という意識が根強い子も、自分のホームの生活を一緒に作っている一員なんだと自覚してくれているように思います。スタッフも、子どもたちのお金を頂いていると思い、節約と共に食事を丁寧に作ろうと心掛け、家の雰囲気を大切にしようと思えています。
- ・利用料が普段の生活だけでなく、何か特別な形（誕生日会、季節の行事）でお返しできると喜んでくれるので、それも「みんなのおかげで」と言って実現できる価値なのかな、と思っています。

【経堂 憩いの家】

- ・外で生活する際の食費相当分として位置づけている。また、本人たちから徴収する利用料が食費など、家を動かすお金となっていることを伝えることで、本人たちに「自信」と「帰属」を促す効果があると考えている。
- ・食費、家賃、水光熱費などの固定費がかかる感覚を身につけてもらうのに役立っている。

【Bits-Unit】

- ・利用料でホーム運営が保たれていることを利用者が認識することで、所属感や貢献意識を持つことができると考える。

【かんらん舎】

- ・自立に向けての支援であり、利用料を支払うことで自信に繋がるケースもある。物件を借りる時に3.5万円をこれまで払ってきたので、この金額までなら無理なく支払ができるという自信であったり、経済感覚が身についた利用者が多かった。

【まとめ】

実際、アンケートを取る前は、そこまで違いがあるのか？と考えていましたが、実際は金額も3万円ではないホームもあり、また、その中身についても細かなニュアンスの違いを感じます。また、利用料を待つ、待たないという質問も「本人とのやりとり」が基本にあり、期間や状況だけで話をしない自立援助ホームの「主体性」を大切にするとところが垣間見られます。

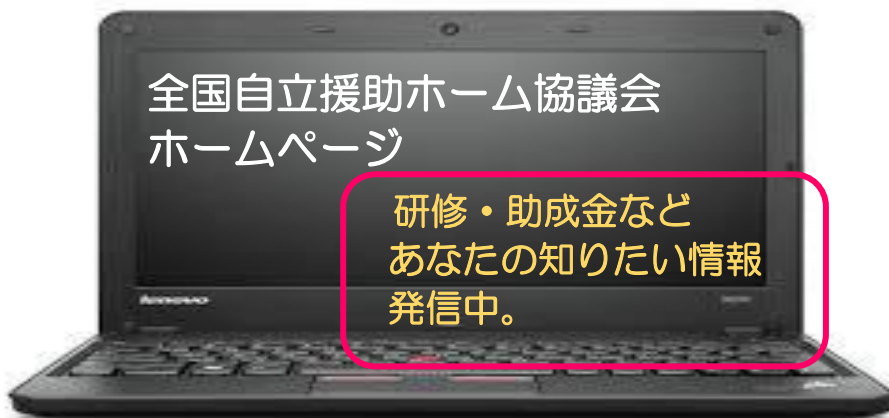
最後の質問、利用料の意義ですが、支払うことによる、「帰属」「自信」をあげているホームが多いことに気づきます。給料精算のとき、嫌だ嫌だと言いながら、「今月もご苦労様」と声をかけて、利用料を貰うときの彼らの誇らしげな顔を見ると、毎回感動するのは私だけではないと思います。

利用料を支払うことができずに、やさぐれたり、家出をしてしまう子もいるので一概には言えませんし、運営上、利用料をもらわないことには厳しい実情もありますが、今回のアンケートでは利用料に対する前向きな意見が多くありました。利用料を支払うということは、経済的な自立という要素だけでなく、「誰かのためになる」という感覚が社会に巣立っていく彼らにとっては必要な一歩なのかもしれません。

全国自立援助ホーム協議会よりお知らせ

【第10回 全国自立援助ホーム長研修会・総会のお知らせ】

- *開催日：平成29年4月24日（月）～4月25日（火）
（24日（月）ホーム長研修会 25日（火）総会）
- *場 所：大阪府
- *宿泊の手配は各自でお願い致します。



全国の自立援助ホーム一覧 協議会からのお知らせ等 ご覧いただけます。
次回のホーム長会でリンク先の確認をいたします。

【全国自立援助ホーム協議会 第24回 仙台大会のお知らせ】

- *開催日：平成29年10月19日（木）～10月20日（金）
- *会 場：仙台サンプラザ
- *その他詳細につきましては決定次第、お知らせ致します。

【編集後記】

広報委員長：夢舞台 新井 秀親

来年度の改正児童福祉法は、自立援助ホームにおける運営の根幹を大きく揺るがす中身が詰まっています。未来の自立援助ホームについて、我々は多いに語り尽くさなければなりません。厚労省は児童養護施設等の職員に対し、給与改善を行うことを発表しました。保育、介護職員の給与改善に足並みをそろえる措置で来年度中に開始し、人出不足の緩和を目指しています。社会的養護の重要な一角を担う自立援助ホームにおける人材確保は、極めて重要な課題であることを再認識したいものです。